

寄居町内施設の休館等について

寄居町役場 電話 048-581-2121 (代表)

町内公共施設の休館等については、以下のとおりです。なお、今後の状況により変更となる場合もあります。

当面、休館する施設

施設名	問い合わせ
かわせみ荘	かわせみ荘 (電話048-581-3861)
鉢形財産区会館	財務課 (内線322・324)
障害者交流センター	健康福祉課 (内線121・122)
農業ふれあいセンター	農林課 (内線401・402)
勤労福祉センター (よりの会館)	商工観光課 (内線452・453)
三ヶ山体育館	

当面、夜間(午後5時以降)の使用を停止する施設

施設名	問い合わせ
町立図書館	町立図書館 (電話048-580-1888)
用土集会所・用土第2集会所	人権推進課 (内線411・412)
立ヶ瀬集会所	
中央公民館	中央公民館 (電話048-581-2662)
各コミュニティセンター (西部・桜沢・折原・鉢形・男衾・用土)	生涯学習課 (内線532・533)
生涯学舎 (やまとぴあ風布)	
無腸庵 (むちょうあん)	
町立総合体育館・アタゴ記念館	
弓道場	
寄居運動公園・カタクリ体育センター	

木曜日の窓口延長の中止について

寄居町役場 電話 048-581-2121 (代表)

現在、試行している町民課と税務課の窓口延長については、当面中止とします。
問い合わせ 町民課 (内線102) 税務課 (内線151)

寄居町内の小・中学校の対応について

寄居町役場 電話 048-581-2121 (代表)

町内の小・中学校については、休校とせず、感染防止策を徹底したうえで継続します。なお、部活動は、緊急事態宣言の期間中は原則中止とします。

問い合わせ 教育指導課 (内線521)

埼玉県の緊急事態措置について

埼玉県知事から、県民の皆様に対して2月7日までの期間、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づき、不要不急の外出、さらには県境をまたぐ移動、特に午後8時以降の不要不急の夜間の外出について、自粛等の要請がありました。内容については、以下のとおりです。

I 緊急事態措置等の対象区域

埼玉県全域

II 緊急事態措置等の実施期間

令和3年1月8日から令和3年2月7日まで

III 緊急事態措置等の内容

1 外出自粛の要請【法第45条第1項適用】

不要不急の外出、県境をまたぐ移動の自粛。特に、午後8時以降の不要不急の夜間外出自粛(医療機関への通院、食料・医療品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など生活や健康の維持のために必要な場合を除く)

2 施設の使用停止等の要請【法第24条第9項適用】

- 令和3年1月8日(金)午前0時から令和3年1月11日(月)午後12時まで
○対象:さいたま市大宮区、川口市、越谷市内の「酒類の提供を行う飲食店」及び「カラオケ店」
○内容:営業時間 午前5時から午後8時まで
酒類提供時間 午前11時から午後7時まで
※宅配・テイクアウトサービスを除く
- 令和3年1月12日(火)午前0時から令和3年2月7日(日)午後12時まで
○対象:県内の
飲食店:飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)
遊興施設等:バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
※ ネットカフェ、漫画喫茶を除く(感染防止対策の徹底を要請)
○内容:営業時間 午前5時から午後8時まで
酒類提供時間 午前11時から午後7時まで

3 催物(イベント等)の開催制限の要請【法第24条第9項適用】(令和3年1月12日から)

- 収容人数10,000人を超える施設でのイベントの参加人数は、5,000人を上限
- 収容人数10,000人以下の施設でのイベントの参加人数は、収容率50%を上限
(ただし、チケット既存販売分(参加者への招待や案内済みのものを含む)には適用しない)

4 その他の事業者への要請【法第24条第9項適用】

- テレワークの徹底(目標値:出勤者数を7割削減)
- 在宅勤務・時差出勤の徹底
- 職場・寮における感染防止策の徹底
- 従業員への基本的な感染防止策の徹底や、会食自粛等の呼びかけ
- 全てのイルミネーションの早めの消灯

5 県立学校における感染防止対策等の要請【法第24条第7項適用】

県教育委員会に対し、県立学校における感染防止対策の徹底並びに県立博物館、美術館及び図書館等について休館等を要請する。